

奈良県告示第百二十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、瀬南土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成三十年六月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	高井 義直	北葛城郡広陵町大字南郷一〇八九
〃	黒松 定夫	〃 大字古寺五九〇―二
〃	藤山 龍雄	大字南郷一七
〃	藤山 久男	〃 一六四―三
〃	藤山 博	〃 一七八
〃	阿部 恵蔵	〃 三二五―三
〃	梅田 文雄	〃 一二三九
〃	吉岡 元男	〃 一二二五
〃	杉本 保	〃 一一四八―五
〃	岡本 友幸	〃 一二一四
〃	西井 亮治	大字三吉一七四五―二
〃	村田 正廣	大字古寺三九九
〃	新谷 元信	〃 五七八
〃	武村 禎茨	大字三吉一七九八―三
〃	松山 勝	大字古寺三〇五
監事	脇本 英和	大字南郷一〇三五
〃	小林 英治	〃 一〇八八
〃	畑守 章	大字三吉一七六〇―二
〃	村田 善廣	大字古寺五八九

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	藤山 龍雄	北葛城郡広陵町大字南郷一七
〃	西井 亮治	〃 大字三吉一七四五―二
〃	岡本 友幸	〃 大字南郷一二一四

村田	畑守	松井	阿部	松山	武村	新谷	村田	黒松	松井	藤田	吉岡	長谷川	西田	藤山	藤山
善廣	章	康次	恵蔵	勝	禎茨	元信	正廣	定夫	宣之	勝美	元男	秀晃	裕夫	博	久男
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
大字古寺五八九一六	大字三吉一七六〇一二	〃 八七八	大字南郷三二五一三	大字古寺三〇五	大字三吉一七九八一三	〃 五七八	〃 三九九	大字古寺五九〇一二	〃 八七八一三	〃 一一三九	〃 一一二五	〃 一二五九	〃 一〇四二	〃 一七八	〃 一六四一三

監事